銀行の通帳は証拠の山

毎日3冊の通帳を持ち歩く。税金などの支払い用口座の最新2冊と、学資ローン用の最新1冊だ。「おかしい」と思ったら以前のものと比べてチェックする。ATMが混雑していない銀行支店を探しておくと、仕事で通りかかった時に、数十秒で記帳できる。込まない時間帯も把握している。昼休み後の14時頃が狙い目だそうだ。

領収書など重要書類を保管

「いつか証拠として使えるかもしれない」と思うものは領収書に限らずすべてファイリングする。ファイルは前からも後ろからも留め具を外せる「キングファイル」。中のポケットは何度も取り外したり入れ直したりしても破れないマルマンの高品位クリアポケットを愛用。

高校時代から長く米国で暮らした野村さんに欠かせないのがパスポートだ。米国に住んでいたので年金を支払わなくてもいい期間も、米国留学中だったことを証明しなくては認められない。パスポートにはあらゆる出入国記録が書き込まれており証拠になる。留学予定者などは注意しよう。

米国発

野村るり子社長の自己防衛策！初公開

払ったものが未納扱いになっていたり、銀行口座の出入金で異常があったりしても、すぐに証拠を用意できれば即対処できる。野村さんのノウハウは守からでも真似できそうだ。保管すべきものをきちんと保管し、いつも決まった場所にしまっておく、そんな整理術は、いつか身を助けてくれるはず。

野村るり子氏
ホープス社長

東京都出身。1985年、米ペンシルバニア州立大学を卒業。体操コーチを経て、96年慶応義塾大学大学院修了。米ハーバード大学教育大学院で学び、2000年にホープスを設立。

現在表明されている対応策

★国が表明

政府は領収書などがない場合に年金支給の是非を判定する「年金記録確認第三者委員会」を総務省に設置することを決めた。

社会保険庁は過去の年金記録の大半が記録されている納付記録の原本（手書き台帳を縮小して印画したマイクロフィルム）を電子データ化することを発表した。これを同庁が管理する2億7000万件の年金記録と照合し、入力ミスを洗い出して間違いを修正する。

★その他の団体が表明

日本郵政公社は全国の郵便局窓口で国民年金保険料の納付履歴を無料で確認できるようにする。三井住友銀行は口座引き落としで支払った顧客を対象に、過去の取引明細を無料で提供する。三菱東京UFJ銀行とみずほ銀行も同様のサービスを検討している。

年金問題とは

★「宙に浮いた年金」

誰のものか分からない公的年金の記録のこと。

社会保険庁は1980年に年金記録のコンピューター管理を始めた。当時、氏名の入力は漢字ではなくカタカナだった。漢字の原本から職員が独断で読み仮名を入力することもあった。誕生年の元号を打ち間違えることもあった。現在、生年月日を特定できない記録が30万件ある。

97年、社保庁は作業効率化のため、厚生年金と国民年金の加入者1人に1つの「基礎年金番号」を割り振った。それ以前は、組織で姓が変わったり、転職したりすると、その都度、新しい年金番号が振られていた。その記録を基礎年金番号で一本化する過程でミスが発生。統合されていない年金記録件数は97年1月時点で2億件に上った。

この「浮いた年金」は後に少しずつ解消されていったが、現在でも約5000万件が残っている。そのほか、社保庁がコンピューター入力を怠った年金記録が1430万件ある。

★「消えた年金」

本人が年金保険料を払ったと申し出たのに、社保庁側が「記録がない」と却下したもの。2006年8月から2007年3月末までに2万635件ある。

政府は来年5月までの1年間で年金記録をコンピューター上ですべて照合し、支払い不足が生じている場合は、本来の年金額との差額を支払うと言っている。しかし、これまでのお粗末な状況を見ると、カラ手形になる懸念が強い。

無責任なダメ役人のなれの果てとしか言いようがない社会保険庁の職員のやってきたことは、企業であれば「解雇」「損害賠償」に直結するレベルである。この馬鹿げた事態になぜ巻き込まれなければいけないのか、考えただけで腹が立つ人も多いだろう。

しかし、社会保険庁に抜本的な組織改革を求めるのはいいとして、これを機に私たちも考え方を改める必要があるかもしれない。カネの管理を他人任せにせず、何があっても自分の権利を守る証拠を残すようにするのだ。

国民はまさか国が手抜きミスをしているとは思わなかった。確定申告をする人でなければ、領収書を取っておこうとも思わなかった。それでも平和に暮らしていたのが日本だった。

自分の身は自分で守ることが当たり前で、税金の給与天引きなども慣例となっていない米国では、領収書などの保管はビジネスパーソンの必須事項だ。日本人でも米国生活歴の長い人はこんな対策をしている。

重要書類はA-Zでファイリング

教育コンサルティングを手がけるホープスの社長、野村るり子さんは会社の経理は専門スタッフに任せているが、自分個人が使ったお金の記録は自ら事細かに管理している。税金の領収書や年金保険料の領収書など、もしかしたら必要になりそうな書類は何から何まで保存し、ファイルにAからZの順番で整理する。税金関係であればTAXのTのところを見ればすぐ見つけられる。

「証拠として使えそうだと思うものはすべて保管している」（野村さん）。学生時代の身分を証明するための学生用IDカードを保管するカードファイルまで用意した。

預金の出入金も完全把握

銀行の出入記録もたちどころに分かる。銀行口座は3つあり、1つは税金などの支払い用。国民年金保険料、生命保険料、住民税、水道、光熱費などをその口座から払っている。2つ目が米ハーバード大学大学院に通った時の学資ローンの支払い用。3つ目が家賃やお小遣い用である。給与が振り込まれたらすぐにATMで決まった額を各口座に振り分ける。

そして支払いを忘れないよう、可能な限り自動引き落としにしている。「万一、何らかのトラブルで支払いを忘れてしまったら、ペナルティーを払わなければいけない。そのやり取りによって時間も無駄になる。自動引き落としにする手数料など安いもの」（野村さん）。そして過去の通帳は一冊も捨てずにすべて保管している。

最新の通帳は肌身離さず持ち歩く。週に1度は記帳し、お金のやり取りで問題がないか適宜チェックする。

電話代の払いすぎを回避

こうした万全の記録のおかげで、回避できたトラブルも多い。例えば、記帳時にオフィスの電話代がいつもより約6000円多く引かれていることに気づいたことがある。すぐ電話会社に問い合わせ、使用した電話番号のリストを請求。自分の会社がかけるはずもない局番があったことから、当時オフィスを共有していた隣の会社との混線が原因ということを突き止めた。「証拠はあればあるほどいい。トラブル時の交渉を穏やかに、スムーズに進めることができる。また、問題に早く気づけば、解決も簡単だ」（野村さん）。

野村さんがここまでするのは、米国での経験が大きい。ある時は、ホームステイ先の家族に銀行口座からお金を勝手に引き出された。また、就職した後、確定申告を忘れていたところ、国が預金口座から今額3000米ドルを引き出すという荒業を繰り出してきたこともある。米国ではこれは税金未納を防ぐ合法的な措置なのだ。

領収書という1枚の紙切れで自分の権利が守れるのだとしたら、それをもっと大事にすべきだろう。会社の経費精算のためだけでなく、快適に暮らすためのリスク対策として、領収書を保存していこう。